

第551回（令和7年度第2回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和7年7月31日（木）9時30分～11時20分

2 場所 鳥取第一地方合同庁舎 2階共用会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、木原委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 北畑委員、寺田委員、森委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、古山監督課長、
中塚賃金室長、清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、
山田専門監督官

4 議事

- (1) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 令和7年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果
(令和7年7月25日現在)
- (3) 令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (4) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移
- (5) 過去5年における公益見解に用いられた指標等

- (6) 令和 7 年 3 月 ~ 5 月 求人票に記載された賃金額資料
- (7) 消費者物価指数の推移
- (8) 令和 7 年 4 月分 賃金、労働時間及び雇用の動き
(鳥取県総務部統計課 令和 7 年 6 月 30 日公表)
- (9) 令和 5 年分民間給与実態統計調査結果について
(令和 6 年 9 月) (国税庁企画課)
- (10) 令和 4 年度鳥取県県民経済計算：主要指標
- (11) 令和 6 年鳥取県人口移動調査結果
- (12) 高等学校卒業後の就職先別県外就職者数
(令和 5 年度・令和 6 年度学校基本調査)
- (13) 令和 7 年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況
- (14) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の申出書
- (15) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書

机上配付資料

- (1) 令和 7 年度第 2 回目安に関する小委員会資料
- (2) 令和 7 年度第 3 回目安に関する小委員会資料
- (3) 令和 7 年度第 4 回目安に関する小委員会資料

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 5 5 1 回令和 7 年度第 2 回鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

本日は、お忙しい中、出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する道前委員、労働者を代表する山崎委員は、欠席の連絡をいただいております。現在、公益の木原委員については遅れていますが、現時点で 15 名の委員のうち 12 名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告申し上げます。

本日の審議会は公開しており、4 名の傍聴人の方がお見えになっております。傍聴人の

皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

あわせて、報道各社の皆様に申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。これより先の審議の進行を会長にお願いいたします。

○佐藤会長 おはようございます。令和7年度第2回ということで、本来であれば目安伝達でいよいよ始まるというところですが、報道等で皆さん御存じのとおり、若干遅れているようであります。では、議事に従って進めていきます。

1つ目、令和7年度地域別最低賃金改定の目安についてです。

こちらについて、事務局から今後の目安の報告方法等について説明をお願いします。

○中塚賃金室長 本日の審議会におきまして、事務局から、中央最低賃金審議会が示す令和7年度地域別最低賃金改定額の目安について報告させていただく予定でしたが、現在、中央最低賃金審議会の審議経過としましては、7月29日に開催されました第4回目安に関する小委員会において結論が出ず、本日13時から第5回目安に関する小委員会が開催される予定となっている状況です。

鳥取地方最低賃金審議会では、従来、本審において中央最低賃金審議会が示す地域別最低賃金改正の目安について、事務局から報告しておりますが、今後、いつ中央最低賃金審議会から目安が示されるか未定の状況でございます。

したがいまして、改めて目安を報告するために本審開催日を複数日セットすることが困難と考えるので、令和7年度地域別最低賃金改定の目安が出ましたら、専門部会で報告させていただき、専門部会委員以外の皆様には、別途、事務局から中央最低賃金審議会の答申、それから目安小委員会報告などの関係資料を送付させていただくことを提案させていただきます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

例年ですと、この第2回目の本審で、目安伝達という形で地域別最低賃金額改定の目安の報告があるところですが、中央最低賃金審議会が出してくれないので、待つしかないということです。目安が示された後に改めて本審を開催するのが難しいので、専門部会で目安の報告をし、専門部会以外の委員の方には、事務局より関係資料の送付という形で報告させていただくということですが、この件についていかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本年度の地域別最低賃金額改定の目安は、事務局から提案いただいた方法で伝達することにしたいと思います。

それでは、目安額が答申されていない状況ではありますが、本年度の地方別最低賃金額改定について、労働者側、使用者側、それぞれ話し合いたいことはありますか。

(なし)

では、目安は出ていないですが、公益のほうで今年度の労働者側、使用者側、どのような考え方をされているのか意見を聞く時間を設けたいと思います。

それぞれ10分程度いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、労働者、使用者それぞれ10分で計20分程度休会します。

〔公労協議〕

〔公使協議〕

○佐藤会長 大変お待たせいたしました。皆さん、席にお着きになりましたので、再開します。

今、労働者側委員、使用者側委員、それぞれから今後の審議について非常に有益な意見を賜りました。これから再開したいと思いますが、労使双方の意見を改めて述べて頂ければと思います。

では、労働者側委員から、今回の目安が遅れていることや、今年の賃金改定について意見をいただきたいと思います。山下委員、お願いします。

○山下委員 先ほど公益委員の方と意見交換をさせていただいたのですが、やはり目安が出てきていないので、最低賃金引上げの話はなかなか難しいところではあるのですが、我々労働者側としては、連合中央が示すリビングウェイズが指標としてありますので、そちらを勘案しながら、目安額にもよりますが、そちらとの整合性等を見ていきながらの判断をしていきたいというところで、まずは中央での目安が幾ら示されるのかを注視しながら、我々の絶対的な生活水準であります鳥取県におけるリビングウェイズにどれだけ近づけられるのか、鳥取県の状況を踏まえてしっかり議論していきたいというふうに考えております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。ほかに労働者側委員、よろしいですか。

(なし)

では、使用者側、西村委員お願いします。

○西村委員 それでは使用者側の意見を申し上げます。

鳥取県の経済状況を振り返ってみますと、一番厳しく結果が出るというのが企業倒産と

ということだと思うのですが、企業の倒産件数が昨年は38件ということで、8年ぶりに30件超になりました。

一方で、休廃業、解散という企業のしまい方があるのですが、これはいろんな原因があります。継承される方がいなかったりするところもあるので、原因としては様々あると思うのですが、こちらも過去5年間で最も多い329件ということです。

倒産とか休廃業の原因は本当に様々だとは思いますが、物価高騰に加えて人件費の総額の上昇と、あともう一つ価格転嫁、この辺の難しさというところがこういった状況を後押ししているということは否めないと思っております。

そもそも賃金というのがどういうふうに決まっていくのかというところをよくよく考えてみる必要があると思うのですが、賃金というのは、各企業の支払能力というものを上限として、労働対価の原則と生活保障の原則と労働力の市場価格の原則というものに準拠して、内部公平性と外部公平性を満たすように決定されるというのが一般的な原則でございます。その中でも特に最低賃金は適用範囲が小規模事業者を含めて全ての事業者である。

要はもうかっぺいようと、もうかっぺいまいと全ての事業者に適用されることを考えると、やはりこの場で最低賃金の審議をすることについては、慎重な判断が求められるのは当然だろうと思っております。

あと、これも繰り返しになりますが、やはり使用者側の、なぜ最低賃金の見直しが必要かと考えるときの根拠は、先ほど申し上げた賃金決定の原則を踏まえた上で、物価上昇に伴う実質的な賃金の目減り部分を補填するということと、安定した経営を前提として、安定した雇用を確保するというところが最も守らないといけない部分だろうと思っておりますので、そちらを踏まえた上での議論をこれからもさせていただきたいと思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。そのほかの使用者側委員の方でありますか。

では花原委員お願いします。

○花原委員 最低賃金の考え方として、労働者側のリビングウェイジは毎年言われていることなので、それはそれで私は正解だと思っております。

使用者側もやはり雇用の確保という形で、いわゆる失業率とインフレ率を加味しながら、その金額は各都道府県が決めていくという考え方で踏襲していきたいと思っております。

あとは昨年の事例で中央の最低賃金審議会が目安を決めて、地方の最低賃金審議会で、各都道府県の賃金を決めていくというやり方はそれでいいと思いますが、昨年、徳島で行政が介入したという事例がありました。

行政が介入、圧力をかけて最低賃金決めていくというやり方が本当にいいのか悪いのかというのは私も疑問です。もしそういうやり方がこれから各都道府県でも出てくるのであれば、各都道府県の知事の権限で各地方の最低賃金は決めていくべきことですし、各地方の最低賃金審議会自体が有名無実化になってしまうと思っております。

先ほど公益の佐藤会長ともお話しさせていただきましたが、今年も2件ぐらいはそういう事例が出てきそうだという話も聞いていますので、これが昨年1件、今年が例えば2件、3件、来年が4件、5件となっていくと、全く地方最低審議会が有名無実化になっていくと思っています。

それから使用者側は、いろんな数字も経団連の関係で出てくる。労働者側も連合の関係で出てくる。ただ、公益のほうは全く出てこないという矛盾点があって、数年前、佐藤会長から、公益の全国会議を開いてくださいという形で中央には申立てをしたが、全てなしのつぶてになっているので、もしこれが、公益でも色んな情報が得られるということであれば、各都道府県の目安も適正な目安が出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

両者から意見を賜りました。目安自体は出ていないですが、法令上必要とされているのは3要素です。したがって3要素と、幸いにして私たちの審議会は優秀な事務局がいますので、いろんなデータを集めて、今日も分厚い資料を作っていただいています。

こういう資料のデータ等と3要素から鳥取県の適切な最低賃金というものを考えていけたらと思います。後で目安が出てきましたらすり合わせていく感じで、今年は進めさせていただければというふうに考えております。

では、議事の1つ目については、これで終わりたいと思います。

それでは、議事の2つ目、鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について、関係労使の意見聴取公示を行ったところ意見が提出されたということですので、事務局から報告をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、意見聴取結果について報告させていただきます。

最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、令和7年7月14日に鳥取県最低賃金審議会の改正決定について関係労使の意見聴取の公示を行いました。意見書の提出はありませんでした。

このほか、最低賃金法第25条第6項に基づく関係労使の意見陳述につきまして募集し

ましたところ、1名の申出がありましたので、明日開催します第2回鳥取県最低賃金専門部会において意見陳述をしていただく予定です。

続きまして、第550回鳥取地方最低賃金審議会において説明しました書面による意見聴取の実施結果についてです。意見書の提出締切り後に、未提出のところに提出をお願いしておりますので、本日は7月25日現在での調査結果表をお示しし、第2回専門部会において確定した資料をお示しさせていただきたいと考えております。

資料ナンバー2、3ページになります。令和7年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果を御覧ください。7月25日現在で取りまとめておりますが、回収率は使用者が60.5%、労働者が59.7%となっています。

5から6ページに使用者からの回答結果をまとめておまして、7ページから8ページに労働者からの回答結果をまとめております。

なお、これらの基になった意見そのものの詳細は、委員限り資料で提出させていただいております。委員限り資料の資料ナンバー1が使用者の意見、資料ナンバー2が労働者の意見となっておりますが、この資料を委員限りとさせていただきましたのは、意見内容にはプライバシーに係るものが含まれていることからの配慮でございます。

以上、意見聴取結果についての報告となります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今いただきました説明について、何か意見、質問等がありますでしょうか。

○北畑委員 よろしいですか。

○佐藤会長 では、北畑委員、お願いします。

○北畑委員 先ほどの意見聴取の関係で、これは例年、同様の調査をしていただいているわけですが、昨年の調査の内容と今年度の調査の内容は全く同じもの、聞き方とか内容、設問が同じものだったのかということ、もし聞き方が違っていたり、新たな設問の項目を設けていたりということがあれば改めて教えていただきたいと思います。

○中塚賃金室長 それでは、お答えします。

前回の本審議会で、こういった資料で進めているという説明をしました。

その中でお話ししたと思いますが、これは委員限りの資料を見ていただいたらいいかと思いますが、委員限り資料の使用者のところの問10です。

最低賃金の引上げに向けた支援策があることについて、知っていた、知らなかった、知っていたが活用していなかったというのがございまして、昨年はこの項目を選択するの

みでしたが、知っていたが活用しなかったのがどういう事業所の状況なのか検証したほうがいいと意見をいただきましたので、新しく、知っていたが活用しなかった、その理由についてお聞かせくださいという項目を設けまして、回答がなされたものにつきましては、問10のところで付記しています。以上です。

○北畑委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 よろしいでしょうか。

○北畑委員 はい、結構です。

○佐藤会長 そのほか意見ありますか。

(なし)

例年、このような貴重な意見等を賜っておりまして、私たちも真摯に、これらを読んで検討させていただいた上で議論に臨ませていただいております。金額審議の中でも、これらの意見について触れることもあろうかと思えます。その都度、各委員の意見を伺っていきたく思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事の2番目は、これまでにしたいと思えます。

引き続きまして、3つ目、最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局より最低賃金に関する基礎調査の結果、その他資料についての説明をお願いします。

[資料説明]

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について意見、質問等ありますでしょうか。

(なし)

非常に多い資料になりますので、一度で読み込むというのはなかなか難しいかと思えます。また何かありましたら発言いただければと思えます。

では、ひとまず次の議題に行かせていただきます。

議事の4番目、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてです。

こちらは、地域別最低賃金ではなくて、特定最低賃金のお話になります。

これについて諮問がありますが、その前に改正の申入れのあった特定最低賃金について、申出状況等を事務局から報告をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、資料ナンバー13、157ページを御覧ください。こちらが申出内容を一覧にしたものとなります。現在、鳥取県においては、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と鳥取県各種商品小売業の

2件の特定最低賃金が設定されておりますが、こちら2件の特定最低賃金について改正の申出がありましたので、説明させていただきます。

改正申出は、2件とも労働協約ケースです。

ここで、最低賃金決定要覧の217ページを御覧ください。新産業別最低賃金の運用方針ですが、労働協約ケースの改正については、1の(1)のロ(イ)の要件、一定地域内の事業所、つまり鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合であって、2以上の労働協約による場合は、その当事者である労働組合等の全部の合意により行われる申出であることとされています。

それぞれの申出書は、資料ナンバー14、159ページ及び資料ナンバー15、163ページですので、御覧ください。

参考までに、電機に係る申出において、労働協約による最も低い賃金額は時間額1,026円と記載されています。各種商品小売業に係る申出書において、労働協約による最も低い賃金額は時間額1,005円と記載されています。

これらにつきまして、事務局において審査したところ、2件ともそれぞれの申出書には必要事項が記載され、必要な疎明資料の添付があり、いずれも申出要件を満たしているものと認められたため、受理いたしました。

なお、本年3月11日に開催されました第549回鳥取地方最低賃金審議会において、鳥取県百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター最低賃金の新設に係る意向表明があったことを説明しましたが、正式な新設の申出はございませんでしたので、報告させていただきます。

以上のとおりの申出内容ですので、本日、改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。よろしく申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今報告いただきました点について、何か意見、質問等ありますか。

では、北畑委員申し上げます。

○北畑委員 本年度につきましては、先ほど説明いただきましたとおり、従来の改正と産業分類変更に伴う対応として、新設についても意向表明をさせていただきました。

結果、新設については、公正競争ケースと労働協約ケースの両面にわたって検討してまいりましたが、労働協約の適用労働者数が満たないなど、条件がそろいませんでしたの

で、申入れを取り下げさせていただいております。

新設については、この間の準備を検証した上で、次年度以降また意向表明を行うか否かの判断をしていきたいと考えております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今、北畑委員から説明がありました。そのほか、この特定最低賃金について何かありますか。

(なし)

それでは、諮問をお願いしたいと思います。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○佐藤会長 それでは、諮問文の読み上げをお願いします。

〔諮問文の読み上げ〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今山下局長より諮問をいただきましたので、今後の審議会において、改正の必要性を審議していきたいと思いますが、何か意見等がありますでしょうか。

(なし)

では、最後の議事になります。5番目、その他ですが、事務局から今後の日程等の説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 事務局から3点説明させていただきます。

1点目は、次回、第552回本審の件でございます。次回の審議会は、専門部会の審議状況によりますが、現時点では8月8日金曜日の11時から鳥取労働局4階会議室において開催を予定しております。また、予備日として、8月12日火曜日、11時からを予定していますので、委員の皆様におかれましては日程の確保をお願いします。

ただし、専門部会の結審が全会一致に至った場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされるため、審議会での結審は省略されることとなります。

また、審議状況により、今後日程が変更となる可能性もありますので、その際には可能な限り早めにメールにより連絡します。

答申後において異議申出があった場合は、異議審議を行うこととなりますが、本審の開催状況に応じて、異議審議の日程も8月26日火曜日、8月28日木曜日のいずれかで開催しますので、併せて日程の確保をお願いします。

2点目は、鳥取県最低賃金審議会専門部会委員についてです。該当の方には既に案内しておりますが、本年7月30日付けで、資料ナンバー1の名簿記載の方を専門部会委員として任命させていただいております。

第1回最低賃金審議会専門部会は、本日、15時30分からこの会場にて開催させていただきますので、よろしく申し上げます。

3点目は、特定最低賃金の必要性に関する審議の日程です。本日、2件の特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る諮問が行われましたので、速やかに各特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示を行う予定です。専門部会委員が決まっていない状況ですので、日程調整次第ではございますが、必要性審議に係る審議会の開催日につきまして、書面による意見聴取実施等を考慮して、9月8日から9月19日の間に開催したいと考えておりますので、日程の確保をお願いします。説明は以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今、3点説明をいただきました。まず、1点目、次回本審についてですが、これは、あくまでも審議状況によるので、今後の審議によっては違う日程になる可能性があるということです。何せ目安が出ていませんので、次回については不透明な状況ではありますが、今のところ、8月8日の金曜日を予定していますので、こちらの日程の確保をお願いします。

2点目ですが、専門部会が本日の15時30分から開催されます。専門部会の委員の方は、大変ですが本日から休みなしですので、よろしく申し上げます。

3点目ですが、これは特定最低賃金の審議が9月8日から19日までの間に開催されますので、また日程等が決まり次第、確保お願いをします。

では、何かございますか。

(なし)

それでは、本日の審議会はこれにて終了とさせていただきます。

ありがとうございました。